

○川口市屋外広告物条例施行規則

平成19年3月30日規則第58号

改正

平成21年3月31日規則第28号

平成30年3月30日規則第86号

令和元年6月7日規則第5号

令和3年3月31日規則第21号

令和4年3月31日規則第35号

川口市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市屋外広告物条例（平成19年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める博物館等)

第2条 条例第4条第12号の規則で定める博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地は、当該博物館、美術館又は病院のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の博物館、美術館又は病院の建造物及びその敷地とする。

(広告物の表示等の許可の申請等)

第3条 条例第6条第1項の規定による申請は、様式第1号の申請書正副2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出することにより行うものとする。ただし、当該申請が、貼り紙、貼り札、広告旗、立看板その他軽易な広告物に係るものである場合において、市長が認めるときは、これらの図書の全部又は一部を添付しないことができる。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を知り得る図面
- (2) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
- (3) 条例第6条第2項第2号の規定により置く広告物又は掲出物件を管理する者（以下「管理者」という。）に係るその者が同号に規定する者に該当することを証する書面又はその写し
- (4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする土地、建物又は工作物の所有者が当該広告物の表示又は掲出物件の設置を承諾したことを証する書面又はその写し（当該土地、建物又は工作物が、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするもの以外の者の所有に属する場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、条例第6条第2項各号に掲げる基準に従い、許可をするかどうかを決定し、許可をした場合にあっては様式第3号の許可書に、許可をしない場合にあってはその旨の通知書に、当該申請書の副本を添えて、当該提出をしたものに交付するものとする。

(許可地域の許可基準)

第4条 条例第6条第2項第1号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。
- (2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- (3) 広告物又は掲出物件の裏面及び側面が美観を損わないものであること。
- (4) 光源が点滅する広告物又は掲出物件については、道路上に突き出さないこと。
- (5) 広告物のうち広告の内容を表示する部分以外の部分又は掲出物件に係る色彩が次のア及びイに掲げる基準に適合していること。ただし、木材等の自然物を素材とする製品の色彩については、この限りでない。

ア マンセル値（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格のZ8721に定める表面色の色知覚の三属性（色相、明度及び彩度をいう。）を尺度化して表示する方法における当該尺度をいう。以下同じ。）による色相（以下「色相」という。）がG Y、G、B G、B、P B、P又はR Pである色彩については、マンセル値による彩度（以下「彩度」という。）3以下の色彩であること。

イ アに掲げる色相以外の色彩については、別表第1用途地域等の欄に掲げる区分に応じ、同表使用できる色彩の基準の欄に掲げる基準に適合していること。

- (6) 別表第2広告の種類の欄に掲げる区分に応じ、同表基準の欄に定める基準に適合していること。

(許可期間の基準)

第5条 条例第6条第4項（条例第8条第2項及び条例第17条第6項において準用する場合を含む。）の規定により市長が定める許可の期間は、別表第3広告物の種類の欄に掲げる区分に応じ、同表許可期間の欄に定める期間以内の期間とする。

(変更の許可の申請)

第6条 条例第7条第1項の規定による申請は、様式第4号の申請書正副2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる図書

(2) 当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件の現在の状況を示す写真

2 第3条第2項の規定は、前項の申請があつた場合について準用する。

(規則で定める軽微な変更等)

第7条 条例第7条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告物又は掲出物件の外観及び構造に著しい変更を伴わない修繕、補強、部品の取替え又は塗替え

(2) 広告物の表示内容の変更であつて、主たる内容以外の内容に係るもの

(3) 掲出物件に表示する広告物の変更であつて、定期的なもの

(更新の許可の申請)

第8条 条例第8条第1項の規定による申請は、様式第1号の申請書正副2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書

(2) 当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件の現在の状況を示す写真

2 第3条第2項の規定は、前項の申請があつた場合について準用する。

(許可の証票等)

第9条 条例第10条第1項の規則で定める証票の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 条例第10条第1項の規則で定める押印は、様式第6号の印影の印を広告物又は掲出物件に押すことにより行うものとする。

(設置者等の変更の届出等)

第10条 条例第13条第1号又は第2号に規定する変更に係る届出は、様式第7号の届出書により行うものとする。この場合において、当該届出が同条第1号に掲げる変更に係るものであるときは、当該届出書に、新たに管理者となった者が条例第6条第2項第2号に規定する者に該当することを証する書面又はその写しを添付しなければならない。

(滅失の届出)

第11条 条例第13条第3号に規定する広告物又は掲出物件の滅失に係る届出は、様式第8号の届出書に当該滅失をした状況を示す写真を添えて行うものとする。

(除却の届出)

第12条 条例第13条第4号に規定する広告物又は掲出物件の除却に係る届出は、様式第9号の届出書に当該除却をする前後の状況を示す写真を添えて行うものとする。

(適用除外の基準)

第13条 条例第17条第2項第1号の規則で定める基準は、第4条第1号から第5号までに掲げる基準（以下「共通基準」という。）及び別表第4広告物を表示する場所の欄に掲げる地域ごとに、同表広告物の種類の欄に掲げる区分に応じ、同表基準の欄に定める基準のとおりとする。

- 2 条例第17条第2項第2号の規則で定める基準は、共通基準及び表示する広告物又は設置する掲出物件の面積（以下「表示面積」という。）が2平方メートル以下であることとする。
- 3 条例第17条第2項第5号の規則で定める基準は、共通基準及び別表第5広告物の種類の欄に掲げる区分に応じ、同表基準の欄に定める基準とする。
- 4 条例第17条第2項第9号の規則で定める基準は、共通基準及び次に掲げる基準のとおりとする。
 - (1) 条例第17条第2項第9号の工事現場において行われる工事（第3号において「工事」という。）の期間中に限り表示すること。
 - (2) 空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又はこれらを被写体とした写真であること。
 - (3) 表示しようとする広告物（工事に係る設計者、施工者、監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示するものに限る。）の表示面積が表示方向から見た面における板塀その他これに類する仮囲いの面積の20分の1以下であること。
- 5 条例第17条第3項第1号の規則で定める基準は、共通基準及び次の各号に掲げる物件の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 石垣又は擁壁を利用する広告物又は掲出物件 表示面積が5平方メートル以下であること。
 - (2) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突又はガスタンク、水道タンクその他のタンクを利用する広告物又は掲出物件 表示面積が15平方メートル以下であること。
- 6 条例第17条第3項第3号の規則で定める基準は、共通基準及び第4項第2号に掲げる基準とする。
- 7 条例第17条第7項の規則で定める基準は、共通基準及び表示しようとする広告物の表示面積が、表示方向から見た面における公益上必要な施設又は物件の面積の20分の1以下であり、かつ、0.5平方メートル以下であることとする。
- 8 条例第17条第8項の規則で定める基準は、共通基準及び別表第6広告物の種類の欄に掲げる区分に応じ、同表基準の欄に定める基準とする。

（適用除外の許可）

第14条 条例第17条第5項の許可を受けようとするものは、様式第1号の申請書正副2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に申請をしなければならない。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる図書
 - (2) 当該申請に係る広告物又は掲出物件が条例第17条第5項第4号又は第5号に掲げるものであるときは、その旨を証する書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に従い、許可をするかどうかを決定し、許可をした場合にあっては様式第3号の許可書に、許可をしない場合にあってはその旨の通知書に、当該申請書の副本を添えて、当該申請をしたものに交付するものとする。
- (1) 当該申請に係る広告物又は掲出物件が条例第17条第5項第1号に掲げるものであるとき 共通基準及び別表第7広告物の種類の欄に掲げる区分に応じ、同表基準の欄に定める基準に適合していること。
 - (2) 当該申請に係る広告物又は掲出物件が条例第17条第5項第2号に掲げるものであるとき 次のア及びイに掲げる基準に適合していること。
 - ア 共通基準に適合していること。
 - イ 当該広告物の表示面積が10平方メートル以下であること。
 - (3) 当該申請に係る広告物が条例第17条第5項第3号に掲げるものであるとき 共通基準及び別表第2自動車利用広告物の項に定める基準に適合していること。
 - (4) 当該申請に係る広告物又は掲出物件が条例第17条第5項第4号又は第5号に掲げるものであるとき 次のアからオまでに掲げる基準に適合していること。
 - ア 共通基準に適合していること。
 - イ 別表第7広告物の種類の欄に掲げる広告物にあっては、同欄に掲げる区分に応じ、同表基準の欄に定める基準に適合していること。
 - ウ バス停等上屋利用広告物（バス停留所及びタクシー乗り場に設置されている上屋に設置される広告板をいう。以下同じ。）にあっては、当該バス停等上屋利用広告物の表示面積が1面につき2平方メートル以下であること。
 - エ 周辺の景観に調和した色彩、意匠等となるように配慮されていること。
 - オ 当該広告物に係る収入を次項に規定する公益上必要な施設若しくは物件又は第4項に規定する地域における公共的な取組に要する費用に充てる旨を明示すること。
- 3 条例第17条第5項第4号の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、案内図板、公共掲示板、バス停留所に設置されている上屋その他これらに類するものとする。
- 4 条例第17条第5項第5号の規則で定める地域における公共的な取組は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路、公園その他の公共施設の整備又は維持管理
- (2) 街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理
- (3) 防犯又は防災に係る活動
- (4) 地域の活性化等に資する催し物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(国等に係る特例の対象となる広告物等)

第15条 条例第18条の規則で定めるものは、次に掲げる基準のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建造物又はその敷地以外の場所に表示される広告物又は設置される掲出物件であること。
- (2) 表示しようとする広告物の表示期間又は設置しようとする掲出物件の設置期間が1年を超えるものであること。
- (3) 地盤面から表示しようとする広告物又は設置しようとする掲出物件の上端までの高さが地上から10メートルを超え、又は表示面積が10平方メートルを超える広告物又は掲出物件であること。

(点検の方法)

第15条の2 条例第20条の3第1項の規定による点検は、広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、当該広告物又は掲出物件の基礎部、上部構造、支持部、取付部等の変形、腐食及び緩み、広告板の変形、腐食及び破損、照明装置の破損及び変形その他必要な項目について行うものとする。

(点検を行う者)

第15条の3 条例第20条の3第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第42条第1項第2号から第5号までに掲げる者
- (2) 屋外広告業を営む者の団体が公益を目的とする事業として実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習を修了した者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、広告物又は掲出物件の点検を実施するために必要な知識及び技術を有すると市長が認める者

(点検の適用除外)

第15条の4 条例第20条の3第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、広告幕（つり下げを含む。）、アドバルーン、壁面等に直接塗装されたものその他これらに類する軽易な広告物

(2) 条例第17条第1項、第2項及び第5項に規定する広告物又は掲出物件で、法令の規定により条例第20条の3第1項の規定による点検と同程度の点検を行うこととされているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が条例第20条の3第1項の規定による点検の必要がないと認めるもの

(点検結果の提出)

第15条の5 条例第20条の3第2項の規定による点検の結果の提出は、様式第9号の2の報告書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 当該点検を行った者が条例第20条の3第1項に規定する屋外広告士若しくは第15条の3各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写し

(2) 当該点検を行った広告物又は掲出物件の状況を知ることができる写真

2 条例第20条の3第2項ただし書の規則で定める場合は、既に設置されている掲出物件に広告物を表示しようとする場合（当該広告物の表示等の許可等（条例第9条に規定する広告物の表示等の許可等をいう。）又は適用除外の許可等（同項に規定する適用除外の許可等をいう。）の申請をする日が、当該掲出物件を設置した日から3月を経過していないとき、又は当該掲出物件に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付の日から1年を経過していないときを除く。）以外の場合とする。

(保管物件に係る公示の場所)

第16条 条例第24条第1項の規則で定める掲示場は、川口市公示式規則（昭和52年規則第5号）第4条第1項に規定する川口市役所前掲示場とする。

(保管物件に係る閲覧場所等)

第17条 条例第24条第3項の規則で定める場所は、市長が別に指定するものとする。

2 条例第24条第3項の保管物件一覧簿の様式は、様式第10号のとおりとする。

(保管物件の返還の手続)

第18条 条例第25条第1号に規定する保管した広告物又は掲出物件（条例第27条の規定により売却した代金を含む。）を返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、様式第11号の受領書と引換えに返還するものとする。

(身分証明書の様式)

第19条 条例第29条第2項及び条例第48条第2項に規定する証明書の様式は、様式第12号のとおり

とする。

(更新の登録の申請)

第20条 条例第33条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間が満了する日の30日前までに当該更新の登録に係る申請をしなければならない。

(登録申請書の様式)

第21条 条例第34条第1項の申請書の様式は、様式第13号のとおりとする。

(登録申請書の添付書類)

第22条 条例第34条第2項の書面の様式は、様式第14号のとおりとする。

2 条例第34条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 登録申請者（条例第34条第1項に規定する登録申請者をいう。以下同じ。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）、個人であって営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が、条例第36条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(2) 業務主任者が条例第42条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(3) 法人にあっては、登記事項証明書

(4) 個人にあっては、登録申請者（当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書）又はこれに代わる書面として市長が相当と認めるもの

(5) 業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面として市長が相当と認めるもの

3 前項第1号の書面の様式は、様式第15号のとおりとする。

(屋外広告業者登録簿)

第23条 条例第35条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第34条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日

(3) 登録番号

2 条例第35条第1項の屋外広告業者登録簿の様式は、様式第16号のとおりとする。

(登録の通知)

第24条 条例第35条第2項の規定による登録の通知は、様式第17号の通知書により行うものとする。

(変更の届出)

第25条 条例第37条第1項の規定による変更の届出は、様式第18号の届出書により行うものとする。

- 2 第22条第1項の規定は、条例第37条第3項において準用する条例第34条第2項に規定する書面について準用する。
- 3 条例第37条第3項において準用する条例第34条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
 - (1) 条例第34条第1項第1号に掲げる事項の変更 第22条第2項第3号又は第4号の書類
 - (2) 条例第34条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）

第22条第2項第3号の書類

- (3) 条例第34条第1項第3号に掲げる事項の変更 第22条第2項第1号及び第3号の書類
- (4) 条例第34条第1項第4号に掲げる事項の変更 第22条第2項第1号及び第4号の書類
- (5) 条例第34条第1項第5号に掲げる事項の変更 第22条第2項第2号及び第5号の書類

(廃業等の届出)

第26条 条例第39条第1項の規定による届出は、様式第19号の届出書により行うものとする。

(講習会等)

第27条 条例第41条の講習会（以下「講習会」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 広告物及び掲出物件に関する法令
 - (2) 広告物及び掲出物件の表示の方法
 - (3) 広告物及び掲出物件の施工について必要な知識及び技能
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その者の申請に基づき前項第3号に規定する事項に係る講習を免除することができる。
 - (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
 - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき帆布製品の製造又は取付けに係る職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者

- 3 講習会を受けようとする者は、様式第20号の申込書を市長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定による免除を受けようとする者は、前項の申込書にその旨を記載し、第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第3項の申込書の提出があった場合において、講習会を受けさせることを決定したときは、様式第21号の受講票を当該申込書を提出した者に交付するものとする。
- 6 市長は、講習会を修了した者に対し、様式第22号の修了書を交付するものとする。
- 7 講習会の開催の期日、場所その他講習会の開催に必要な事項は、その都度市長が定める。
(業務主任者の資格の認定)

第28条 条例第42条第1項第5号の規定による認定は、申請に基づき、次に掲げる要件を満たす者について行うものとする。

- (1) 営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する責任者として、申請の日において通算5年以上の経験を有すること。
- (2) 申請の日前5年間に広告物に関する法令に違反したことがないこと。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、様式第23号の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 履歴書
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 前項第1号の要件を満たす者であることを証する書面
- 3 市長は、第1項の認定をしたときは、様式第24号の認定証を当該認定に係る者に交付するものとする。
(標識の記載事項等)

第29条 条例第43条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 営業所の名称
- (5) 業務主任者の氏名

2 条例第43条の標識の様式は、様式第25号のとおりとする。

(帳簿の記載事項等)

第30条 条例第44条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者（屋外広告業者に広告物の表示又は掲出物件の設置を委託する者をいう。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 前項各号に掲げる事項が電磁的ファイル（電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シードィー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルをいう。以下同じ。）に記録され、当該電磁的ファイルへの記録が屋外広告業者の営業所において必要に応じ出力することにより文書を作成することができるものであるときは、当該記録の作成をもって条例第44条の帳簿（以下「帳簿」という。）への記載とみなす。

3 帳簿（前項の規定により帳簿への記載とみなされる電磁的ファイルへの記録を含む。次項において同じ。）は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 帳簿は各事業年度の末日をもって閉鎖し、営業所ごとに閉鎖後5年間保存しなければならない。
(みなし登録業者に係る届出)

第31条 条例第46条第2項前段の規定による届出は、様式第26号の届出書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）第23条第1項又は第3項の登録を受けたことを証する書類
- (2) 第22条第2項第2号に掲げる書類

2 市長は、前項の届出に係る事項を屋外広告業者登録簿に記載したときは、様式第27号の通知書により当該届出をした者に通知するものとする。

(みなし登録業者に係る変更の届出)

第32条 条例第46条第2項後段の規定による変更の届出は、様式第28号の届出書により行うものとする。この場合において、当該変更が本市の区域を営業区域とする営業所ごとに置かれる業務主任者の変更であるときは、第22条第2項第2号に掲げる書類を添付しなければならない。

(みなし登録業者に係る廃止の届出)

第33条 条例第46条第2項後段の規定による廃止の届出は、様式第29号の届出書により行うものと

する。

(みなし登録業者に係る屋外広告業登録簿の記載事項)

第34条 条例第46条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第34条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項
- (2) 届出年月日
- (3) 届出番号

(屋外広告業者監督処分簿の記載事項等)

第35条 条例第47条第1項の屋外広告業者監督処分簿の様式は、様式第30号のとおりとする。

2 条例第47条第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の閲覧の場所は、都市計画部都市計画課内とする。

3 条例第47条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）
- (2) 処分の原因となった事実
- (3) 罰則等の適用状況及び処分の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項
(許可手数料の免除)

第36条 条例第51条第2号に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 条例第17条第5項第4号又は第5号に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置するための許可を受けようとするとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(その他)

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第28号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月7日規則第5号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第21号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第35号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

用途地域等	使用できる色彩の基準
市街化調整区域	(1) 色相がR又はYRである色彩については、彩度4以下の色彩であること。 (2) 色相がYである色彩については、彩度3以下の色彩であること。
第1種低層住居専用地域	
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	(1) 色相がR又はYRである色彩については、彩度5以下の色彩であること。 (2) 色相がYである色彩については、彩度4以下の色彩であること。
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
近隣商業地域	(1) 色相がR又はYRである色彩については、彩度6以下の色彩であること。 (2) 色相がYである色彩については、彩度5以下の色彩であること。
商業地域	(1) 色相がR又はYRである色彩については、彩度7以下の色彩であること。 (2) 色相がYである色彩については、彩度5以下の色彩であること。

備考 2以上の用途地域にまたがって設置される掲出物件（広告物のうち広告の内容を表示する

部分以外の部分を含む。以下この表において同じ。)については、設置される掲出物件の地盤面に対する水平投影面積の過半が属する用途地域の基準によることとする。

別表第2 (第4条、第14条関係)

広告物の種類	基準
建造物利用広告物 屋上利用 広告物	<p>(1) 表示面積（1の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの広告物又は掲出物件の面積を合算した面積）が次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める面積以下であること。</p> <p>ア 木造建築物を利用する広告物又は掲出物件 10平方メートル イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する広告物又は掲出物件 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する建築物の壁面の面積を合算した面積の10分の1に相当する面積（当該面積が10平方メートルに満たない場合にあっては、10平方メートル）</p> <p>(2) 地盤面から表示する広告物又は設置する掲出物件の上端までの高さ（以下「広告物等の上端の高さ」という。）が次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ以下であること。</p> <p>ア 木造建築物を利用する広告物又は掲出物件 12メートル イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する広告物又は掲出物件 地盤面から広告物を表示し、又は掲出物件を設置する建築物の軒高までの高さの3分の5に相当する高さ（当該高さが48メートルを超える場合にあっては48メートル、当該高さが12メートルに満たない場合にあっては12メートル）</p> <p>(3) 表示する広告物又は設置する掲出物件が建築物の壁面の直上垂直面から突き出していないこと。</p> <p>(4) 光源を有する広告物又は掲出物件については、当該光源が点滅しないこと。</p>
壁面利用 広告物	(1) 表示面積（1の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの広告物又は掲出物件の面積を合算した面積）が、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する1の壁面の面積（当

		<p>該壁面にある窓その他の開口部分の面積を含む。第3号において同じ。) の5分の1に相当する面積以下であること。</p> <p>(2) 建築物の3階以上の階にある窓その他の開口部分の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。</p> <p>(3) 光源を有する広告物又は掲出物件については、当該光源のうち点滅をする部分の面積が、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する1の壁面の面積の10分の1に相当する面積以下であること。</p> <p>(4) 光源を有する広告物又は掲出物件については、建築物の軒高を超える部分に設置される光源が点滅しないこと。</p>
突出し広告物		<p>(1) 広告物等の上端の高さが、広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する建築物の軒高を超える場合は、当該超える部分の高さに相当する数値が、当該広告物又は当該掲出物件の突出し幅（当該広告物が表示され、又は当該掲出物件が設置されている建築物の壁面又はその直上垂直面から当該広告物又は当該掲出物件の最遠端までの水平方向の長さをいう。以下同じ。）に相当する数値以下であること。</p> <p>(2) 広告物又は掲出物件の突出し幅が1.2メートル以下であること。</p> <p>(3) 地盤面から表示する広告物又は設置する掲出物件の下端までの高さ（以下「広告物等の下端の高さ」という。）が、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ以上であること。</p> <p>ア 歩道の上空に突き出す広告物又は掲出物件 路面から3メートル イ 車道の上空に突き出す広告物又は掲出物件 路面から4.5メートル</p> <p>(4) 光源の点滅を伴う広告物又は掲出物件については、当該点滅をする部分の面積が表示面積の2分の1に相当する面積以下であること。</p>
建物から独立した広告物	建物敷地内広告物	<p>(1) 表示面積（1の広告物又は掲出物件であって広告物を表示する面が2以上あるものについては当該2以上の面の面積を合算した面積）が10平方メートル（自家広告物（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物をいう。以下同じ。）にあっては、60平方メートル）以下であること。</p>

	<p>(2) 広告物等の上端の高さが10メートル以下であること。</p> <p>(3) 広告物等の下端の高さが、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ以上であること。</p> <p>ア 歩道の上空に突き出す広告物又は掲出物件 路面から3メートル イ 車道の上空に突き出す広告物又は掲出物件 路面から4.5メートル</p> <p>(4) 自家広告物であって光源の点滅を伴うものについては、当該点滅をする部分の面積が40平方メートル以下(2以上の面において光源の点滅を伴うものについては、当該2以上の面の面積の合計が40平方メートル以下であって、かつ、それぞれ1の面の面積が20平方メートル以下)であること。</p> <p>(5) 自家広告物以外の広告物又は掲出物件であって光源を有するものについては、当該光源が点滅しないこと。</p> <p>(6) 信号機の設置された標柱の下端から当該信号機の面する道路(当該信号機が2以上の道路に面するときは、当該2以上の全ての道路。)の進行方向及び進行方向の反対方向に向かってそれぞれ10メートルの範囲内に表示する広告物又は設置する掲出物件であって光源の点滅を伴うものについては、当該広告物又は掲出物件のうち当該道路に最も近い部分が、当該道路の境界から進行方向と垂直の方向に水平距離で3メートル以上離れていること。</p>
空地農地等利用広告物	<p>(1) 道路の境界からの水平距離が5メートル以下の場所に表示する広告物又は設置する掲出物件については、次に掲げる基準の全てを満たしていること。</p> <p>ア 表示面積(1の広告物又は掲出物件であって広告物を表示する面が2以上あるものについては、当該2以上の面の面積を合算した面積をいう。次号ア及び第3号アにおいて同じ。)が6平方メートル以下であること。</p> <p>イ 1の広告物又は掲出物件であって広告物を表示する面が2以上あるものについては、それぞれ1の面の表示面積が3平方メートル以下であること。</p>

	<p>ウ 広告物等の上端の高さが5メートル以下であること。</p> <p>エ 光源を有する広告物又は掲出物件については、当該光源が点滅しないこと。</p> <p>(2) 道路の境界からの水平距離が5メートルを超える、30メートル以下の場所に表示する広告物又は設置する掲出物件については、次に掲げる基準の全てを満たしていること。</p> <p>ア 表示面積が10平方メートル以下であること。</p> <p>イ 広告物等の上端の高さが10メートル以下であること。</p> <p>ウ 光源を有する広告物又は掲出物件については、当該光源が点滅しないこと。</p> <p>(3) 道路の境界からの水平距離が30メートルを超える場所に表示する広告物又は設置する掲出物件については、次に掲げる基準の全てを満たしていること。</p> <p>ア 表示面積が40平方メートル以下であること。</p> <p>イ 1の広告物又は掲出物件であって広告物を表示する面が2以上あるものについては、それぞれ1の面の表示面積が15平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 広告物等の上端の高さが10メートル以下であること。</p> <p>エ 表示しようとする広告物又は設置しようとする掲出物件に最も近い当該広告物及び掲出物件以外の空地農地等利用広告物又はこれを掲出する物件からの水平距離が10メートル以上離れていること。</p> <p>オ 光源を有する広告物又は掲出物件については、当該光源が点滅しないこと。</p>
掛看板	<p>(1) 表示面積が2平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物等の下端の高さが、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ以上であること。</p> <p>ア 歩道の上空に突き出す広告物又は掲出物件 路面から3メートル</p> <p>イ 車道の上空に突き出す広告物又は掲出物件 路面から4.5メートル</p>
広告幕(つり下げを含)	(1) 長さが15メートル以下であること。

む。)	(2) 幅が1.2メートル以下であること。 (3) 道路の上空に突き出す広告幕又はこれに係る掲出物件に係る路面から当該広告幕又は当該掲出物件の下端までの高さが5メートル以上であること。
広告旗	(1) 表示する面の縦の長さが1.8メートル以下であること。 (2) 表示する面の横の長さが0.6メートル以下であること。 (3) 地盤面から表示しようとする広告旗の上端までの高さが3メートル以下であること。 (4) 道路上に突き出していないこと。 (5) 表示しようとする広告旗に、当該広告旗を表示しようとするものの連絡先が明示されていること。
電柱街灯 柱等利用 広告物	袖付き広告物 (1) 長さが1.2メートル以下であること。 (2) 出幅（当該広告物が表示され、又は当該掲出物件が設置されている電柱、街灯柱等の面から当該広告物又は当該掲出物件の最遠端までの水平方向の長さをいう。）が0.6メートル以下であること。 (3) 広告物等の下端の高さが、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ以上であること。 ア 歩道の上空に突き出す広告物又は掲出物件 路面から3メートル イ 車道の上空に突き出す広告物又は掲出物件 路面から4.5メートル (4) 車道に隣接する歩道上にある電柱、街灯柱等であって当該歩道の中央よりも車道側にあるものに表示される広告物又は設置される掲出物件については、これらの広告物又は掲出物件が当該歩道の中央部分に向けて突き出されていること。
	卷付広告物 (1) 広告物等の上端の高さが3.2メートル以下であること。 (2) 広告物等の下端の高さが1.2メートル以上であること。
標識利用広告物	(1) 表示面積が0.5平方メートル以下であること。
ア ドバルーン	(1) 気球部分の直径が3メートル以下であること。 (2) 気球部分に接続する広告幕（網を含む。）の大きさが長さ15メートル以下であり、かつ、幅1.5メートル以下であること。

	<p>(3) 地盤面から気球部分の上端までの高さが45メートル以下であること。</p> <p>(4) 光源を有するアドバルーンについては、当該光源が点滅しないこと。</p>
アーチ利用広告物	<p>(1) 地盤面から広告物を掲出するアーチ（支柱部分を除く。）の上端までの高さが、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ以下であること。</p> <p>ア 歩道の上空にあるアーチ 路面から5.5メートル イ 車道の上空にあるアーチ 路面から7.5メートル</p> <p>(2) 地盤面から広告物を掲出するアーチ（支柱部分を除く。）の下端までの高さが、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ以上であること。</p> <p>ア 歩道の上空にあるアーチ 路面から3.5メートル イ 車道の上空にあるアーチ 路面から5メートル</p> <p>(3) 地盤面からアーチの支柱部分に表示される広告物又は設置される掲出物件の上端までの高さが3メートル以下であること。</p> <p>(4) 地盤面からアーチの支柱部分に表示される広告物又は設置される掲出物件の下端までの高さが1.2メートル以上であること。</p> <p>(5) 光源を有するアーチについては、当該光源が点滅しないこと。</p>
貼り紙、貼り札及び立看板	<p>(1) 貼り紙又は貼り札に係る表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 立看板に係る大きさが縦（脚部を含む。）1.8メートル以下であり、かつ、横0.6メートル以下であること。</p> <p>(3) 貼り紙、貼り札又は立看板を表示しようとするものの連絡先が当該貼り紙、貼り札又は立看板に明示されていること。</p>
自動車利用広告物	<p>(1) 次の各号のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>ア 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車（イにおいて「広告宣伝用自動車」という。）を利用</p>

	<p>する広告物又は掲出物件であること。</p> <p>イ 広告宣伝用自動車以外の自動車を利用する広告物又は掲出物件については、次の(ア)又は(イ)の広告物を表示する場所の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める表示面積以下であること。</p> <p>(ア) 自動車の各側面 1 平方メートル</p> <p>(イ) 自動車の後面 0.3 平方メートル</p>
バス停等上屋利用広告物	(1) 表示面積が 1 面につき 2 平方メートル以下であること。

別表第3 (第5条関係)

項	広告物の種類	許可期間
1	広告塔、広告板、標識利用広告、アーチ利用広告、自動車利用広告及び電柱、街灯柱その他これらに類するものの利用広告（貼り紙及び貼り札を除く。）	3年
2	掛看板	1年
3	紙製又は布製の立看板以外の立看板、広告幕（つり下げを含む。）、アドバルーン及び合成樹脂製又は金属製の貼り札	3月
4	紙製又は布製の立看板、広告旗、貼り紙及び合成樹脂製又は金属製の貼り札以外の貼り札	1月

別表第4 (第13条関係)

広告物を表示する場所	広告物の種類		基準
禁止地域	建造物利用 広告物	屋上利用 広告物	<p>(1) 表示面積（1の建築物の屋上に複数の広告物を表示する場合にあっては、当該広告物の面積を合算した面積）が 5 平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物等の上端の高さが 10 メートル以下であること。</p> <p>(3) 表示する広告物が建築物の壁面の直上垂直面から突き出していないこと。</p> <p>(4) 広告物の高さが 2 メートル以下であること。</p>

		(5) 光源を有する広告物については、当該光源が点滅しないこと。
	壁面利用 広告物	(1) 表示面積が 5 平方メートル以下であること。 (2) 広告物等の上端の高さが軒高以下であること。 (3) 建築物の 3 階以上の階にある窓その他の開口部分の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
	突出し広 告物	(1) 表示面積が 3 平方メートル以下であること。 (2) 広告物等の上端の高さが軒高以下であること。 (3) 突出し幅が 1 メートル以下であること。 (4) 道路上に突き出していないこと。
建造物から 独立した広 告物	サインポ ールその 他これに 類するも の	(1) 表示面積が 2 平方メートル以下であること。 (2) 広告物等の上端の高さが 7 メートル以下であるこ と。 (3) 表示する広告物の数が 1 であること。 (4) 道路上に突き出していないこと。
	広告塔	(1) 表示面積が 5 平方メートル以下であること。 (2) 広告物等の上端の高さが 4 メートル以下であるこ と。 (3) 表示する広告物の数が 1 であること。
	広告板	(1) 表示面積が 5 平方メートル以下であること。 (2) 広告物等の上端の高さが 4 メートル以下であるこ と。 (3) 表示する広告物の数が 1 であること。
掛看板		(1) 表示面積が 1 平方メートル以下であること。
広告幕 (つり下げを含 む。)		(1) 長さが 10 メートル以下であること。 (2) 幅が 1 メートル以下であること。
広告旗		(1) 表示する面の縦の長さが 1.8 メートル以下であるこ と。 (2) 表示する面の横の長さが 0.6 メートル以下であるこ

			<p>と。</p> <p>(3) 地盤面から表示しようとする広告旗の上端までの高さが3メートル以下であること。</p> <p>(4) 道路上に突き出していないこと。</p>
許可地域	建造物利用 広告物	屋上利用 広告物	<p>(1) 表示面積（1の建築物の屋上に複数の広告物を表示する場合にあっては、当該広告物の面積を合算した面積）が次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める面積以下であること。</p> <p>ア 木造建築物を利用する広告物 10平方メートル イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する広告物 広告物を表示する建築物の壁面の面積を合算した面積の10分の1に相当する面積（当該面積が10平方メートルに満たない場合にあっては、10平方メートル）</p> <p>(2) 広告物等の上端の高さが次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ以下であること。</p> <p>ア 木造建築物を利用する広告物 12メートル イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する広告物 地盤面から広告物を表示する建築物の軒高までの高さの3分の5に相当する高さ（当該高さが48メートルを超える場合にあっては48メートルとし、当該高さが12メートルに満たない場合にあっては12メートル）</p> <p>(3) 表示する広告物が建築物の壁面の直上垂直面から突き出していないこと。</p> <p>(4) 光源を有する広告物については、当該光源が点滅しないこと。</p>
	壁面利用 広告物		<p>(1) 表示面積（1の壁面に複数の広告物を表示する場合にあっては、当該広告物の面積を合算した面積）が、広</p>

		<p>告物を表示する 1 の壁面の面積（当該壁面にある窓その他の開口部分の面積を含む。第 3 号において同じ。）の 5 分の 1 に相当する面積以下であること。</p> <p>(2) 建築物の 3 階以上の階にある窓その他の開口部分の全部又は一部をふさいで表示しないこと。</p> <p>(3) 光源を有する広告物については、当該光源のうち点滅をする部分の面積が、当該広告物を表示する 1 の壁面の面積の 10 分の 1 に相当する面積以下であること。</p> <p>(4) 光源を有する広告物については、建築物の軒高を超える部分に設置される光源が点滅しないこと。</p>
	突出し広告物	<p>(1) 広告物等の上端の高さが、広告物を表示する建築物の軒高を超える場合は、当該超える部分の高さに相当する数値が、当該広告物の突出し幅に相当する数値以下であること。</p> <p>(2) 突出し幅が 1.2 メートル以下であること。</p> <p>(3) 道路上に突き出していないこと。</p> <p>(4) 光源の点滅を伴う広告物については、当該点滅をする部分の面積が表示面積の 2 分の 1 に相当する面積以下であること。</p>
建造物から独立した広告物	サインポールその他これに類するもの	<p>(1) 表示面積が 10 平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物等の上端の高さが 10 メートル以下であること。</p> <p>(3) 表示する広告物の数が 2 以下であること。</p> <p>(4) 道路上に突き出していないこと。</p>
	広告塔	<p>(1) 表示面積が 10 平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物等の上端の高さが 5 メートル以下であること。</p> <p>(3) 表示する広告物の数が 1 であること。</p>
	広告板	(1) 表示面積が 10 平方メートル以下であること。

		(2) 広告物等の上端の高さが5メートル以下であること。 (3) 表示する広告物の数が1であること。
掛看板		(1) 表示面積が2平方メートル以下であること。
広告幕（つり下げを含む。）		(1) 長さが15メートル以下であること。 (2) 幅が1.2メートル以下であること。
広告旗		(1) 表示面積が2平方メートル以下であること。 (2) 地盤面から表示しようとする広告旗の上端までの高さが3メートル以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。

別表第5（第13条関係）

項	広告物の種類	基準
1	乗用旅客自動車（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。）に表示される広告物	(1) 表示面積が次のア又はイの広告物を表示する場所の区分に応じ、当該ア又はイに定める面積以下であること。 ア 自動車の各側面 1平方メートル イ 自動車の後面 0.3平方メートル
2	乗合旅客自動車（道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。）又は貸切旅客自動車（道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。）に表示される広告物	(1) 表示面積が広告物を表示する自動車の表面積（車体の底部の面積を除く。）の10分の3に相当する面積以下であること。 (2) 自動車の窓又はドアのガラス製の部分に表示しないこと。
3	1の項及び2の項に掲げる自動車以外の乗用車（専ら人を運搬する構造の自動車をいう。）又は貨物自動車（専ら貨物を運搬す	(1) 自己の氏名、名称、店名、会社名等又は商標、商品名等以外の事項を表示していないこと。

	る構造の自動車をいう。)に表示される広告物	
--	-----------------------	--

別表第6 (第13条関係)

広告物の種類	基準
立看板	(1) 高さ(脚部を含む。)が1.8メートル以下であること。 (2) 横の長さが0.6メートル以下であること。 (3) 表示しようとするものの連絡先並びに表示する始期及び終期が当該立看板に明示されていること。
広告旗	(1) 縦の長さが1.8メートル以下であること。 (2) 横の長さが0.6メートル以下であること。 (3) 地盤面から表示しようとする広告旗の上端までの高さが3メートル以下であること。 (4) 道路上に突き出していないこと。 (5) 表示しようとするものの連絡先並びに表示する始期及び終期が当該広告旗に明示されていること。
貼り紙	(1) 表示面積が1平方メートル以下であること。 (2) 表示する始期及び終期が当該貼り紙に明示されていること。
貼り札	(1) 表示面積が1平方メートル以下であること。 (2) 表示しようとするものの連絡先並びに表示する始期及び終期が当該貼り札に明示されていること。

別表第7 (第14条関係)

広告物の種類	基準
建造物利用広告物	屋上利用広告物 (1) 表示面積(1の建築物の屋上に複数の広告物を表示する場合にあっては、当該広告物又は掲出物件の面積を合算した面積)が次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める面積以下であること。 ア 木造建築物を利用する広告物 10平方メートル イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する広告物 広告物を表示する建築物の壁面の面積を合算した面積の10分の1に相

	<p>当する面積（当該面積が10平方メートルに満たない場合にあっては、10平方メートル）</p> <p>(2) 広告物等の上端の高さが次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ以下であること。</p> <p>ア 木造建築物を利用する広告物 12メートル</p> <p>イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する広告物 地盤面から広告物を表示する建築物の軒高までの高さの3分の5に相当する高さ（当該高さが48メートルを超える場合にあっては48メートルとし、当該高さが12メートルに満たない場合にあっては12メートル）</p> <p>(3) 表示する広告物が建築物の壁面の直上垂直面から突き出していないこと。</p> <p>(4) 光源を有する広告物については、当該光源が点滅しないこと。</p>
壁面利用広告物	<p>(1) 表示面積（1の壁面に複数の広告物を表示する場合にあっては、当該広告物の面積を合算した面積）が10平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の3階以上の階にある窓その他の開口部分の全部又は一部をふさいで表示しないこと。</p> <p>(3) 広告物等の上端の高さが、広告物を表示する建築物の軒高までの高さ以下であること。</p> <p>(4) 光源を有する広告物については、当該光源のうち点滅をする部分の面積が5平方メートル以下であること。</p>
突出し広告物	<p>(1) 表示面積が6平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物等の上端の高さが広告物を表示する建築物の軒高を超える場合は、当該超える部分の高さに相当する数値が、当該広告物の突出し幅に相当する数値以下であること。</p> <p>(3) 突出し幅が1.2メートル以下であること。</p> <p>(4) 広告物等の下端の高さが、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ以上であること。</p>

		<p>ア 歩道の上空に突き出す広告物 路面から3メートル イ 車道の上空に突き出す広告物 路面から4.5メートル</p> <p>(5) 光源の点滅を伴う広告物については、当該点滅をする部分の面積が3平方メートル以下であること。</p>
建造物から独立した広告物	サインポールその他これらに類するもの	<p>(1) 表示面積が7平方メートル以下であること。 (2) 広告物等の上端の高さが10メートル以下であること。 (3) 表示する広告物の数が2以下であること。 (4) 広告物等の下端の高さが、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ以上であること。</p> <p>ア 歩道の上空に突き出す広告物 路面から3メートル イ 車道の上空に突き出す広告物 路面から4.5メートル</p> <p>(5) 光源の点滅を伴う広告物については、当該点滅をする部分の面積が2平方メートル以下であること。</p>
広告塔		<p>(1) 表示面積が10平方メートル以下であること。 (2) 広告物等の上端の高さが5メートル以下であること。 (3) 表示する広告物の数が1であること。 (4) 光源の点滅を伴う広告物については、当該点滅をする部分の面積が5平方メートル以下であること。</p>
広告板		<p>(1) 表示面積が10平方メートル以下であること。 (2) 広告物等の上端の高さが5メートル以下であること。 (3) 表示する広告物の数が1であること。 (4) 光源の点滅を伴う広告物については、当該点滅をする部分の面積が5平方メートル以下であること。</p>
掛看板		(1) 表示面積が2平方メートル以下であること。
広告幕（つり下げを含む。）		<p>(1) 長さが15メートル以下であること。 (2) 幅が1.2メートル以下であること。</p>
広告旗		<p>(1) 表示面積が2平方メートル以下であること。 (2) 地盤面から表示しようとする広告旗の上端までの高さが3メートル以下であること。</p>

	(3) 道路上に突き出していないこと。
--	---------------------